

■学校経営のポイント

施行から2ヵ月 こども基本法

喜名 朝博

こども基本法が施行されて2ヵ月。9条に示された「こども大綱」の策定に向けた議論も始まっている。自治体も11条の「こども施策に対するこども等の意見の反映」を実現すべく、これまでとは異なる会議体を発足させている。

11条には「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とある。教育施策は、こども施策に含まれることから、学校教育においても本法を順守することが求められる。子どもたちを対象としている学校教育こそ、その意見にしっかりと耳を傾けなければならない。

こども基本法の基本理念

3条には、本法の6つの基本理念が示されている。中でも学校としての対応が必要なのは、次の3点である。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。(1項)
- 2 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。(3項)
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。(4項)

本法、特に上記3項によって、子どもたちの成長を中心に考えるという学校教育の在り方が、より鮮明になってくる。

差別的取扱いと同調圧力

学校にはいまだに「みんなで同じことを同じように」という画一性指向が残っている。それができないことを理由に子どもたちを責めていないだろうか。学校文化や教師の指導による同調圧力が差別的取扱いにもつながっていることを肝に銘じたい。

意見表明権と偏見・先入観

子どもたちの話を聞くといいながら、教師は自らの偏見や先入観のバイアスをかけてしまうことがある。子どもたちも、それを察し、この人に話してもしょうがないと思わせてしまう。子どもたちの話を聞くことについて、学校全体で捉えなおし、共通実践していきたい。

最善の利益は自己実現

「最善の利益が優先して考慮される」とは、子どもの人生にとって最も善いことは何かを考えることである。そのために学校は、子どもたち一人ひとりの自己実現が図られる場でなければならない。そして、その重要な側面が、確かな学力であり、そのための学びの充実である。「生きる力」を子どもたちの最善の利益という視点で見えていくと、本当に大切に必要なのが見えてくる。

個に応じた指導の拡大

こども基本法の施行により、学校にはこれまで以上に子どもたちの様々な権利を尊重し、主体的に学ぶ環境を整えていくことが求められる。それは、とりもなおさず「主体的・対話的で深い学び」を実現することであり、その手段としての「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実することである。また、学習面だけで語られるが多かった「個に応じた指導」を、全人的に拡大していくことで、本法の理念は実現に近づいていくことになる。

(きな・ともひろ＝国士舘大学教授／全国連合小学校長会顧問)

●理論に基づき「ウェルビーイング」な学校をつくった小学校の実践《好評発売中！》

ウェルビーイングな学校をつくる 子どもが毎日行きたい、先生が働きたいと思える学校へ

中島晴美【著】 四六判／定価 2,200 円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <https://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

